省令

○法務省令第四十三号

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十九号）の施行に伴い、並びに司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）及び土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月二日

法務大臣　三好　雅子

司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令

（司法書士法施行規則の一部改正）

第一条　司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　［略］ 第二章　［略］ ［第一節・第二節　略］ 第三節　簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力の認定（第八条―第十四条） ［第三章～第五章　略］ 第六章　懲戒（第三十七条の七―第三十九条） 第七章　［略］ 第八章　日本司法書士会連合会（第四十五条・第四十五条の二） 第九章　［略］ 附則 （受験手続） **第三条**　試験を受けようとする者は、受験申請書に、申請者の写真（提出の日前三月以内に撮影された五センチメートル平方形の無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）かつ正面上半身の背景のないもの。以下同じ。）を添えて、試験を受けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の長に提出しなければならない。 ［２～４　略］ （試験の運用） **第六条**　受験者は、指定された時刻までに試験場内の試験室に出頭せず、又は係員の承認を受けないで試験室から退室したときは、その試験を受けることができない。 ２　［略］ **第三節**　簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力の認定 （書類等の作成） **第二十八条**　［略］ ２　司法書士は、その作成した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に、職名及び氏名を記録し、かつ、電子署名（電子署名及び認証	目次 第一章　［同上］ 第二章　［同上］ ［第一節・第二節　同上］ 第三節　簡裁訴訟代理関係業務を行うのに必要な能力の認定（第八条―第十四条） ［第三章～第五章　同上］ 第六章　懲戒（第三十八条・第三十九条） 第七章　［同上］ 第八章　日本司法書士会連合会（第四十五条） 第九章　［同上］ 附則 （受験手続） **第三条**　試験を受けようとする者は、受験申請書に、申請者の写真（提出の日前三月以内に撮影された五センチメートル平方形の無帽かつ正面上半身の背景のないもの。以下同じ。）を添えて、試験を受けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の長に提出しなければならない。 ［２～４　同上］ （試験の運用） **第六条**　受験者は、試験を開始する時刻までに試験場内の試験室に出頭せず、又は係員の承認を受けないで試験室から退室したときは、その試験を受けることができない。 ２　［同上］ **第三節**　簡裁訴訟代理関係業務を行うのに必要な能力の認定 （書類等の作成） **第二十八条**　［同上］ ２　司法書士は、その作成した電磁的記録に、職名及び氏名を記録し、かつ、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名であつて、連合会が発行する当該電子署名に係る電子証明書又は連合会が提供する情報に基づき